

苓北町	平成15年6月25日	午前9時から正午まで	苓北町坂瀬川出張所
五和町	平成15年6月30日	午後1時から午後4時まで	五和町鬼池公民館
五和町	平成15年7月1日	午前9時から正午まで	天草中央漁協荷捌所
五和町	平成15年7月1日	午後1時30分から午後4時まで	五和町手野みかん選果場
五和町	平成15年7月2日	午前9時から正午まで	五和町役場
本渡市	平成15年7月3日	午後1時から午後4時まで	本渡市下浦町公民館
本渡市	平成15年7月4日	午前9時から正午まで	本渡市志柿町公民館
本渡市	平成15年7月7日	午後1時から午後4時まで	J A本渡五和亀場町支所
本渡市	平成15年7月8日	午前9時から午後4時まで	本渡市民センター
本渡市	平成15年7月9日	午前9時から正午まで	J A本渡五和楠浦町支所
本渡市	平成15年7月9日	午後1時30分から午後4時まで	J A本渡五和宮地岳支所
本渡市	平成15年7月10日	午前9時から正午まで	J A本渡五和朽宇土支所
本渡市	平成15年7月14日	午後1時から午後4時まで	J A本渡五和本町支所
本渡市	平成15年7月15日	午前9時から午後4時まで	本渡市民センター
本渡市	平成15年7月16日	午前9時から正午まで	本渡市佐伊津町公民館

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成15年5月6日から 平成15年7月16日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

熊本県告示第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名市石貫字長浦4260、4270から4272まで、4274、4277、4307の3、4315の5、4316、4316の3、4318、字小畠4331の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長浦4260、4270から4272まで・4274・4277・4307の3（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、4315の5、4316、4316の3、4318、字小畠4331の2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。